

# 災害時における被災者支援に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会上田支部（以下「乙」という。）は、上田市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時に被災者が行う行政手続き等の円滑な実施のため、甲の要請に基づき、乙が実施する被災者支援のための行政書士が関与できる相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時において、行政書士業務相談の必要があると認められるときは、乙に対して第3条に規定する範囲において協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、乙の本会と協力して、可能な範囲で乙の会員の中から相談員を選出し、派遣するものとする。

## （行政書士業務相談の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務相談は、次に掲げるものとする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務に関する相談

## （要請手続等）

第4条 第2条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した災害時支援要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等によりを行い、その後速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

2 要請内容は、前条に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ決定するものとする。

## （災害時の体制整備等）

第5条 乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

## （相談者の負担）

第6条 要請による行政書士業務相談は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(費用負担)

第7条 要請による行政書士業務相談に要する人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(損害の補償)

第8条 要請による行政書士業務相談を実施する際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(報告)

第9条 乙は、要請による行政書士業務相談を実施した場合は、実施状況等その他必要な事項について書面にて報告するものとする。

(平時からの連携)

第10条 乙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発や備蓄の確保等乙の会員の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年10月 1日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長 土屋陽一

長野県東御市常田613番地2東

乙 長野県行政書士会上田支部

上記代表者 支部長 林辰幸